

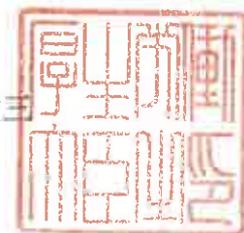
厚生労働省発基安0221第1号

令和6年2月21日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則及び粉じん障害防止規則の一部

改正

一 有機溶剤中毒予防規則第二十八条の三の二第四項第一号及び第五項第一号、鉛中毒予防規則第五十二条の三の二第四項第一号及び第五項第一号、特定化学物質障害予防規則第三十六条の三の二第四項第一号及び第五項第一号並びに粉じん障害防止規則第二十六条の三の二第四項第一号及び第五項第一号に規定する個人サンプリング測定等（労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定をいう。以下同じ。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなければならないこととする。

1 デザイン及びサンプリング 作業環境測定法（以下「作環法」という。）第二条第四号に規定する作業環境測定士であつて、都道府県労働局長の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する講習を修了したものの又はこれと同等以上の能力を有する者

2 サンプリング（1のサンプリングのうち、1の者がサンプリングごとに指定する方法により行うも

のに限る。) 1の者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリングに関する講習を修了した者

3 分析 個人サンプリング測定等により測定しようとする有機溶剤、鉛、特定化学物質又は粉じんに応じた試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 作環法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士 (二) において「第一種作業環境測定士」という。

(二) 作環法第二条第七号に規定する作業環境測定機関 (当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る。)

(三) 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定に合格した者 (当該者が所属する事業場で採取された試料の分析を行う場合に限る。)

二 特定化学物質障害予防規則第三十八条の二十一第二項及び第四項に規定する測定 (労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定をいう。以下「溶接ヒューム測定」という。) について、一に準じた所要の改正を行うこととする。

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正

一 個人サンプリング測定等及び溶接ヒューム測定に関し、都道府県労働局長の登録を受けて講習を行う登録個人ばく露測定講習機関に関して、登録の方法、登録基準、実施義務、業務規程、適合命令及び改善命令、登録の取消し等必要な規定の整備を行うこと。

二 その他所要の改正を行うこと。

第三 その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この省令は、令和八年十月一日から施行すること。ただし、二の1から8までは、令和六年七月一日から施行すること。

二 経過措置

1 第二による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下

「新登録省令」という。）第一条の二の四十四の十七第一項の登録を受けようとする者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができることとする事。

2 都道府県労働局長は、1により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新登録省令第一条の二の四十四の十八及び第一条の二の四十四の十九の規定の例により、その登録をすることができるとすること。この場合において、当該登録は、施行日以後は、新登録省令第一条の二の四十四の十九の登録とみなすこととする事。

3 2の登録を受けた者は、施行日前においても、新登録省令第一条の二の四十四の二十一第二項、第三項及び第五項、第一条の二の四十四の二十二から第一条の二の四十四の二十五第一項の規定の例により、個人ばく露測定講習の実施に関する計画を届け出ることその他の個人ばく露測定講習を実施するに当たつて必要な行為（以下「届出等」という。）をすることができるとすること。この場合において、当該届出等は、施行日以後は、それぞれ新登録省令第一条の二の四十四の二十一第二項、第三項及び第五項、第一条の二の四十四の二十二から第一条

の二の四十四の二十四まで並びに第一条の二の四十四の二十五第一項の規定による届出等とみなすこととする。

4 都道府県労働局長は、施行日前においても、新登録省令第一条の二の四十四の二十六から第一条の二の四十四の二十八まで及び第一条の二の四十四の三十から第一条の二の四十四の三十二までの規定の例により、2の登録を受けた者に対し、その登録の要件に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることその他の必要な行為（以下「命令等」という。）をすることができることとする。

この場合において、当該命令等は、施行日以後は、それぞれ新登録省令第一条の二の四十四の二十六から第一条の二の四十四の二十八まで及び第一条の二の四十四の三十から第一条の二の四十四の三十二までの規定による命令等とみなすこととする。

5 個人ばく露測定講習を受けようとする者その他の利害関係人は、施行日前においても、新登録省令第一条の二の四十四の二十五第二項の規定の例により、同条第一項に規定する財務諸表等に係る請求を行うことができることとする。

6 2の登録を受けた者は、施行日前においても、新登録省令第一条の二の四十四の二十一第一項の規

定の例により、個人ばく露測定講習を実施することができることとする。

7 2の登録を受けた者は、6により個人ばく露測定講習を実施した場合には、施行日前においても、

新登録省令第一条の二の四十四の二十一第四項の規定の例により、修了証の交付を行うことができることとする。この場合において、当該修了証の交付は、施行日以後は、新登録省令第一条の二の四十四の二十一第四項の規定による修了証の交付とみなすこととする。

8 2の登録を受けた者は、6により個人ばく露測定講習を実施した場合には、施行日前においても、

新登録省令第一条の二の四十四の二十九の規定の例により、帳簿の保存及び引渡しを行うことができることとする。

9 1から8までに掲げるもののほか、この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。